

各教育事務所長 様

教育振興部学校安全保健課長

危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について（通知）

令和4年2月16日、千葉市内の小学校において、正当な理由なく男が敷地内に侵入し、教頭及び児童1人を殴り、軽傷を負わせたとして、建造物侵入と暴行の疑いで、現行犯逮捕されるという事案が発生しました。

報道によれば、同校は当時昼休み中で、校庭にいた教員はすぐに児童を逃がしましたが、その後男が犯行に及んだとされています。

については、各学校等において、下記のとおり危機管理（不審者侵入時の対応）が徹底されるよう、貴域内市町村教育委員会に周知をお願いいたします。

記

- 1 門、囲障（塀やフェンス等）、外灯、避難口、鍵等の状況、警報装置や監視カメラ、通報機器等の作動状況など、不審者侵入防止用の設備を点検・確認すること。
- 2 不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを再確認し、全教職員等が不審者を発見したときの対応について、以下の点について共通理解を図ること。
 - ・情報伝達や緊急時の役割分担
 - ・指示の流れや避難経路・避難場所等の確認
 - ・複数での不審者への対応 等
- 3 様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うことで、子供たちに発達段階に応じた基本的な対処の方法を身に付けさせるよう取り組むこと。
- 4 日頃から消防・警察などの関係機関との連携や、保護者・地域とのコミュニケーションを深めることで、緊急時に備えた連絡体制や協力体制を整えておくこと。

<参 照>

「学校安全の手引」

第3章・第3節 防犯に関する安全管理（P153～）

第5節 事故等の発生に備えた安全管理（P162～）

参考資料

1 学校安全計画例（P1）

3 危機管理マニュアル例（P2）

担当
教育庁教育振興部
学校安全保健課 安全室
指導主事 田中 福太郎
TEL 043-223-4091

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について（通知）

令和4年2月16日、千葉市内の小学校において、正当な理由なく男が敷地内に侵入し、教頭及び児童1人を殴り、軽傷を負わせたとして、建造物侵入と暴行の疑いで、現行犯逮捕されるという事案が発生しました。

報道によれば、同校は当時昼休み中で、校庭にいた教員はすぐに児童を逃がしましたが、その後男が犯行に及んだとされています。

については、各学校等において、下記のとおり危機管理（不審者侵入時の対応）が徹底されるよう、貴校職員に周知をお願いいたします。

記

- 1 門、囲障（塀やフェンス等）、外灯、避難口、鍵等の状況、警報装置や監視カメラ、通報機器等の作動状況など、不審者侵入防止用の設備を点検・確認すること。
- 2 不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを再確認し、全教職員等が不審者を発見したときの対応について、以下の点について共通理解を図ること。
 - ・情報伝達や緊急時の役割分担
 - ・指示の流れや避難経路・避難場所等の確認
 - ・複数での不審者への対応 等
- 3 様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うことで、子供たちに発達段階に応じた基本的な対処の方法を身に付けさせるよう取り組むこと。
- 4 日頃から消防・警察などの関係機関との連携や、保護者・地域とのコミュニケーションを深めることで、緊急時に備えた連絡体制や協力体制を整えておくこと。

<参 照>

「学校安全の手引」

第3章・第3節 防犯に関する安全管理（P153～）

第5節 事故等の発生に備えた安全管理（P162～）

参考資料

1 学校安全計画例（P1）

3 危機管理マニュアル例（P2）

担当
教育庁教育振興部
学校安全保健課 安全室
指導主事 田中 福太郎
TEL 043-223-4091